(様式第48号-1)

様式第48号-1)								
		<u> </u>	※ 農地利用調整グループ受付	※ 農林事務所受付	*	: 農業委	員会受	付
		農地法第	4 条 の規 定 による許 ī	可申請書				
下記によって農地を転用したいので、農地法第4条の規定により許可を申請します。								
					令和	年	月	日
					1-14	'	,,	
福島県知事様								
			記					
1 申請者の氏名、住所及び職業								
「中間石の八石、圧が及び場	. <del></del>							
氏 名	印	職業	現 住	所		電話番	号	

### (様式第48号-2)

様式第48号2) 2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名								
郡市町村名								
大 字·字	地番	地目		面積(㎡)	利用状況	10a当り 普 通	耕作者の氏名	市街化区域·市街化調整 区域·未線引き区域·都市
X 7·7	地笛	登記簿	現況	四 <b>位</b> (川)	<b>利用1人</b> 加	収穫高	初に省の以右	計画区域外の別
計								

## (様式第48号-3)

3 転用計画								
(1) 転用事由の詳細	用	途	事由の詳細					
(2) 事業の操業期間又 は施設の利用期間	In A.H	年 月   転用の場合:令和	日から 年間 年 月	日から 月間)				
(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要		工事期間	令和 年 月 日~令和 年 月 日 (許 可 日)					
		名 称	棟数	建築面積	所要面積	備考		
	土地造成					開発区域内併用地面積を含む。		
	非造成地					"		
	計							
	建築物					開発区域内併用地面積を含む。		
	"					II		
	工作物					II .		
	計							

# (様式第48号-4)

4 資金調達についての計画							
収 入		支 出					
自己資金		用地費					
借入金		造成費					
補助金		建築費					
( )		( )					
( )		( )					
計		計					
5 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要 土砂の流出等の災害を防止するための措置: 農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置 周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照等)に支障を及ぼさないための措置:							

### (様式第48号-5)

### 記載注意

- 1 「申請者の氏名、住所及び職業等」
- (1) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- (2) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその 業務の内容をそれぞれ記載する。
- 2 「許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名」
- (1) 利用状況欄には、田にあっては、二毛作、一毛作の別、畑にあっては、普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、採草放牧地 にあっては、主な草名又は家畜の種類を記載する。
- (2) 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては、採草量又は家畜の種類を記載する。
- (3) 「市街化区域・市街化調整区域・未線引区域・都市計画区域外の別」欄には、申請地が都市計画法による市街化区域(用途区域名を含む。)、 市街化調整区域、未線引内用途区域(用途区域名を含む。)、未線引内用途区域外又は都市計画区域外のいずれかを記載すること。
- 3 「権利を設定・移転しようとする契約の内容」 権利の種類が複数ある場合は、複数段に記載すること。
- 4 「転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要」
  - 災害(土砂の流出又は崩壊、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等)を防止するための措置、農業用用排水施設の有する機能に支 障を及ぼさないための措置等周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照、通風、農道、ため池等)に支障を及ぼさない ための措置を記述すること。
- 5 「その他参考となるべき事項」
- (1) 以前、転用許可を受けたが工事未完了案件がある場合には、転用許可日、工事の進捗状況、未完了の理由及び完了させる見込みを記述すること。
- (2) 申請に係る土地が市街化調整区域にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法29条及び第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第8号まで、又は都市計画法施行令第36条第1項第2号口若しくはハのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を記載すること。